

## 東近江市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年9月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市介護保険条例の一部を改正する条例

東近江市介護保険条例（平成17年東近江市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

- 2 認定審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、年度途中で委嘱する場合は、3年以内とする。
- 3 認定審査会の委員は、再任することができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。